

玉川大学学則(抜粋)

制定 昭和24年4月1日

改正 昭和27年4月1日

(中略)

平成29年4月1日

第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、更にキリストの教えに従い、玉川学園建学の理想にかんがみ、「全人教育」をもって教育精神とし、広い教養と深い専門の学術の理論及び応用を教授する。宗教、芸術教育を重んじ魂を醇化し、浄らかな情操を養成し、厳粛な道義心を涵養することをもって人格を陶冶し、併せて人類の幸福と世界の文化の進展に寄与するものとする。

2 本大学の各学部についての人材養成等教育研究に係る目的は、別表第1に定める。

(自己点検及び評価)

第2条 本大学は、その教育研究水準の維持向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する細目は別にこれを定める。

3 本大学の授業及び研究指導の内容・方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施する目的で、玉川大学FD委員会規程を別に定める。

第2章 学部・学科

(学部)

第3条 本大学に文学部、農学部、工学部、経営学部、教育学部、芸術学部、リベラルアーツ学部、観光学部を置く。

(学科等)

第4条 文学部に国語教育学科及び英語教育学科、農学部を生産農学科、環境農学科及び先端食農学科、工学部に情報通信工学科、ソフトウェアサイエンス学科、マネジメントサイエンス学科及びエンジニアリングデザイン学科、経営学部国際経営学科、教育学部に教育学科及び乳幼児発達学科、芸術学部パフォーミング・アーツ学科、メディア・デザイン学科及び芸術教育学科、リベラルアーツ学部リベラルアーツ学科、観光学部観光学科を置く。

2 教育学部教育学科に通信教育課程を置く。

3 通信教育課程に関しては、別に定める玉川大学教育学部教育学科通信教育課程規程による。

第3章 大学院

(大学院)

第5条 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関しては、別に定める玉川大学大学院学則による。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は学年を2期に分け、それぞれの学期を1セメスターとする。期間については、教授会及び玉川大学部長会(以下「大学部長会」という。)の議を経て学長がこれを定める。

3 教育上の必要があるときは、夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間に特別学期を設けることができる。

(休業日)

第7条 本大学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 夏季休業日
- (4) 冬季休業日
- (5) 春季休業日

2 前項第3号から第5号の休業日の期間は、別に定める。

3 第1項各号に規定する以外の休業日については、教授会及び大学部長会の議を経て学長がこれを定める。

第5章 学部学科別定員

(定員)

第8条 本大学の定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
文学部	140人		560人
国語教育学科	60人		240人
英語教育学科	80人		320人
農学部	305人		1,220人
生産農学科	165人		660人
環境農学科	70人		280人
先端食農学科	70人		280人
工学部	240人		960人
情報通信工学科	60人		240人
ソフトウェアサイエンス学科	60人		240人
マネジメントサイエンス学科	60人		240人
エンジニアリングデザイン学科	60人		240人
経営学部	130人		520人
国際経営学科	130人		520人
教育学部	315人		1,260人
教育学科	240人		960人
乳幼児発達学科	75人		300人
芸術学部	270人		1,080人
パフォーミング・アーツ学科	130人		520人
メディア・デザイン学科	90人		360人
芸術教育学科	50人		200人
音楽コース	30人		120人
美術・工芸コース	20人		80人
リベラルアーツ学部	160人		640人
リベラルアーツ学科	160人		640人
観光学部	90人		360人
観光学科	90人		360人
小計	1,650人		6,600人
教育学部			
教育学科通信教育課程	1,500人		6,000人
合計	3,150人		12,600人

第6章 修業年限及び教育課程

(修業年限)

- 第9条 本大学の修業年限は、4年とする。なお、在学年数は、8年を超えることはできない。
- 2 編入学生の修業年限は、3年次編入にあつては2年、2年次編入にあつては3年とし、在学年数はそれぞれ4年、6年を超えることはできない。

(授業科目)

第10条 授業科目は、ユニバーシティ・スタンダード科目(玉川教育・FYE科目群、人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群)、学部学科関連科目に区分し、必修科目及び選択科目に分ける。授業科目名及び単位数は、別表第2-①のとおりとする。

(授業科目及び単位数)

- 第11条 各学部の修業年限の間に履修しなければならない授業科目及び単位数については、次のとおりとする。なお、細部については学生要覧による。
- (1) ユニバーシティ・スタンダード科目(玉川教育・FYE科目群)より7単位
- (2) ユニバーシティ・スタンダード科目(人文科学科目群、社会科学科目群、自然科学科目群、学際科目群、言語表現科目群、教職関連科目群、資格関連科目群)については、各学部学科の履修規定による。
- (3) 学部学科関連科目については、各学部学科の履修規定による。
- 2 教育上特に必要と認めるときは、本大学大学院及び専攻科の授業科目を履修させることができる。
- 3 教育職員免許状の授与を受けようとする学生は、教育職員免許法に基づき、同法第4条に定める免許状の種類に応じて、教育職員免許法施行規則に規定するそれぞれの科目及び単位数を修得しなければならない。
- 4 本大学で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-①のとおりとする。
- 5 児童福祉法による保育士の資格を得ようとする学生は児童福祉法施行規則に規定する教科科目及び単位数を修得しなければならない。
- 6 学校図書館法に基づく司書教諭、図書館法に基づく司書、社会教育法に基づく社会教育主事又は博物館法に基づく学芸員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。
- 7 食品衛生法に基づく食品衛生管理者、同法施行令に基づく食品衛生監視員の資格を得ようとする者はそれぞれの法令に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。
- 8 工事担任者の資格(国家試験受験科目一部免除)を得ようとする者は、工事担任者規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

(授業の方法等)

- 第12条 授業は講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 前項の授業は、文部科学大臣の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(学修時間及び単位)

- 第13条 各授業科目の単位数は、各学部教授会において定めるものとする。
- 2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成する

ことを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(警告制度)

第14条 学生の学修の質の維持及び向上を図るために、警告制度を定める。

- 2 前項の細部については学生要覧による。

(進級条件及び進捗チェック)

- 第15条 教育上必要と認められた場合は、各学部学科において進級条件及び進捗チェックを定めることができる。
- 2 前項については学生要覧による。

第7章 単位の授与、卒業の要件及び学士

(単位の認定)

- 第16条 授業科目の単位の認定は、試験による。
- 2 試験の種類は次のとおりとし、その種類に応じて行う。
- (1) 平常試験は、必要に応じ適宜行う。
- (2) 定期試験は、学期末の定期試験期間内に行う。
- (3) 追試験は、やむを得ない理由により定期試験を受けることのできなかつた者のためにのみ追試験期間内に行う。
- (4) 単位認定試験は成績評価保留(インコンプリート)の者のためにのみ所定の期間内に行う。
- 3 試験の方法は、筆記、口述、レポート又は実技によるものとする。
- 4 試験の成績の評点は、S(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59~0点)の5種とし、S、A、B、Cを合格、Fを不合格とする。また、授業科目によってはP(60点以上)を合格、F(59点以下)を不合格とすることができる。
- 5 定期試験及び単位認定試験は、別に定める本大学試験規程によって実施する。

(単位の授与)

第17条 前条の試験に合格した学生には、第13条所定の授業科目の単位を与える。

(他大学における授業科目の履修及び修得単位の認定)

- 第18条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学とあらかじめ協議の上、当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により履修した授業科目の単位は、60単位を超えない範囲で本大学において履修修得した単位として認定することができる。

(短期大学等における修得単位の認定)

- 第19条 本大学が教育上有益であると認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修について、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることの出来る単位数は、前条第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(既修得単位の認定)

第20条 学生が本大学入学前に大学又は短期大学において修得した

単位(既修得単位)について本大学が教育上有益と認めるときは、本大学において履修修得した単位として認定することができる。ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。

- 前項による単位の認定は、第18条、第29条第4項による単位認定と合わせて60単位を超えない範囲で行うものとする。
- 前2項に定める単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の要件及び学士)

第21条 卒業の要件は、4年以上在学し、第11条第1項各号に定める単位を含め、124単位以上を累積GPA2.00以上の成績で修得することとする。

- 第1項に定める以外の卒業の要件については、学生要覧による。
- 卒業の決定は、第1項及び前項の要件を満たした学生に対し、教授会の議を経て学長がこれを行う。
- 前項により卒業が決定した者には、玉川大学学位規程に基づき、卒業した学部に応じ学士の学位を授与し「学位記」を交付する。

第8章 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留學、休學、復學、退學、除籍及び再入学

(入学の時期)

第22条 入学の時期は、学期の初めとする。

(入学の資格)

第23条 本大学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 文部科学大臣の指定した者
- 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(入学の志願)

第24条 本大学に入学を志願する者は、入学志願書、出身高等学校又は中等教育学校の調査書、その他、入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、出身高等学校又は中等教育学校の調査書については、該当する入学資格により、入学試験実施要項で指定する他の証明書等の提出をもって代えることができる。

(入学のための誓約書)

第25条 入学を許可された者は、本大学所定の様式に従って、保証人と連署の誓約書を提出しなければならない。

(保証人)

第26条 保証人は、親権者又は学生の3親等以内の成年者で、独立の生計を営む者又はこれにかわるべき者とする。

- 保証人は、学生の生活と教育に関する一切の責任を負うものとする。

のとする。

(転学部・転学科)

第27条 本大学の学生が他の学部・学科へ転学部・転学科を志望するときは、転学部・転学科希望願を提出して許可を受けるものとし、欠員のある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

(編入学)

第28条 他の大学等に在学した者で、次の各号の一に該当する者が本大学に編入学(転入学)を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

- 大学を卒業した者(編入学)
- 短期大学を卒業した者(編入学)
- 高等専門学校を卒業した者(編入学)
- 他の大学に在学している者(転入学)
- 本大学に編入学を志願する者は、編入学志願書、卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込証明書、成績証明書、その他編入学試験実施要項で指定する関係書類、転入学を志願する者は、転入学志願書、在学証明書、成績証明書、その他編入学試験実施要項で指定する関係書類に、別表第4-①に定める入学検定料を添えて提出しなければならない。
- 編入学(転入学)前の既修得単位の認定、編入(転入)学年及び入学後の履修科目については、各学部教授会において決定する。
- 編入(転入)学生の授業料等は別表第4-①(ただし、入学金を除く)にかかわらず、編入(転入)学科の編入(転入)学年と同学年の入学時の授業料等を適用する。ただし、玉川学園女子短期大学及び本大学からの編入生は入学金を徴収しない。
- 本大学から他の大学等へ編入学又は転入学を志望する学生は、退学願を提出して許可を受けるものとする。

(留學)

第29条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学へ留學することを認めることがある。

- 前項による留學期間は、原則として1年以内とする。
- 留學期間は、在学年数に算入する。
- 留學によって修得した単位は、教授会の議を経て、第18条第2項に準じ認定することができる。
- 留學期間中の授業料等については、別表第4-①に定める。
- 留學に関する事項は別に定める。

(休學)

第30条 疾病その他の理由によって2か月以上修学のできない学生は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で休學することができる。

- 休學期間は、当該年度限りとする。ただし、疾病等やむを得ないと認められる場合には、願い出により翌年度に延長を許可することができる。
- 休學期間は、卒業に所要の在学年数には算入しない。ただし、休學期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 休學期間中の在籍料については、玉川大学休學に関する在籍料取扱要領による。

(復學)

第31条 休學の理由がやんだときは、その旨を復學願に記し、保証人連署の上願い出で、許可を得て復學することができる。

(退學)

第32条 疾病その他の理由によって退學しようとする者は、保証人連署の上願い出で、許可を得た上で退學することができる。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、除籍する。

- 第9条に規定する在学年数を経て、なお所定の課程を修了できない者

- (2) 学費の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (3) 第30条第3項に規定する休学期間の満了日に達しても、なお就学できない者
- (4) 休学期間の延長又は復学の手続きを怠った者
- (5) 死亡又は行方不明者

(再入学)

第34条 本大学を途中で退学した者（依願退学者）又は除籍者（学費未納による除籍者）が再入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する事項は玉川大学再入学に関する規程による。

(他の学校における在学の禁止)

第35条 本大学の学生は、同時に学校教育法による他の学校に在学することはできない。

(入学等の決定)

第36条 入学、転学部・転学科、編入学、転入学、留学、休学、復学、除籍及び再入学の許可並びに承認は教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

第9章 賞罰**(表彰)**

第37条 本大学学生で、品行方正、学術優秀な者、また学生の模範となるべき行いをした者は、教授会の議を経て、これを賞することができる。

- 2 前項に定める学生表彰に関する事項は、玉川大学学生表彰規程による。

(懲戒)

第38条 本大学学則に違背し、又は学生の本分に反する行為のあった者は、別に定める玉川大学学生処分規程によって懲戒する。懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

- 2 停学は、確定期限を付す有期の停学及び確定期限を付さない無期の停学とする。
- 3 停学の期間が1か月以上にわたるときは、その期間は、第9条の期間に算入し、第21条の卒業の要件として在学すべき期間に算入しない。

(退学処分)

第39条 次の各号の一に該当する学生は、教授会の議を経て、これを退学に処することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者

第10章 授業料、入学金、奨学金その他**(授業料等)**

第40条 本大学の授業料・教育研究諸料・施設設備金及び入学金（以下「授業料等」という。）、入学検定料は、別表第4-①のとおりとする。

- 2 既に納入した授業料等は、原則としてこれを返還しない。
- 3 所定の期日までに、正当な理由がなく、授業料等を納入しない学生は除籍することができる。

(奨学金)

第41条 本大学学生で成績優秀な者、成績優秀かつ経済的に修学が困難な者があるときは、選考の上、奨学金を給付することがある。

- 2 奨学金に関する事項は、玉川大学奨学金規程による。

第11章 教職員組織**(教職員)**

第42条 本大学に次の教職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手、事務職員、技術職員及びその他の教職員。

第12章 大学部長会及び教授会**(大学部長会)**

第43条 本大学に、大学部長会を置く。

- 2 大学部長会は、学長がこれを招集開会して、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 教育、研究及びこれに関連する人事に関する基本方針等、その運営における全学的な事項
- (2) 教授会の審議に関する基本的共通的な事項
- (3) 各種委員会に関する事項
- (4) 本大学学則、その他関係規程等の制定・改廃及び運用に関する事項
- (5) 学長の諮問に関する事項
- (6) その他本大学の運営に属する必要と認められる重要な事項

- 3 大学部長会の運営については、別に定める玉川大学部長会運営規程による。

(教授会)

第44条 各学部それぞれ教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部の専任教授をもって組織する。
- 3 教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
- 4 教授会は、定例に学部長がこれを招集する。ただし、学長が必要と認めるときは、これを招集することができる。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

- 6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下「学長等」という）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 7 教授会の運営については、玉川大学教授会等運営規程による。

(全学教授会)

第45条 学長が必要と認めるときは、又は教授会から特に要求があったときは、学長は全学教授会を招集することができる。

- 2 全学教授会は全学の専任教授をもって組織する。
- 3 全学教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
- 4 全学教授会は、学長が特に必要と認められた本大学の重要事項を審議する。

(各種委員会等)

第46条 学長が必要と認めるとき、各種委員会等を組織し、それぞれの専門分野について審議研究することができる。なお、細部については、玉川大学教授会等運営規程による。

第13章 専攻科**(専攻科)**

第47条 本大学に次の専攻科及び専攻を置く。

芸術専攻科 芸術専攻

- 2 専攻科は玉川大学の建学の精神に則り、学部・学科の教育の基礎の上に、精深な専門の理論及び応用の研究指導を行い、専門的技能者を養成し、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

(専攻科の定員)

第48条 専攻科の定員は次のとおりとする。

芸術専攻科 芸術専攻 10人

(専攻科の修業年限)

第49条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年数は2年を超えることはできない。

(専攻科の授業科目等)

第50条 専攻科の授業科目及び履修方法は、別表第2-②のとおりとする。

- 2 教育職員免許状の授与を受けようとする者は、その免許状の種類・教科に応じて、教育職員免許法に定められた単位を修得しなければならない。
- 3 専攻科で修得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第3-②のとおりとする。

(専攻科の修了の要件)

第51条 専攻科修了の要件は、本専攻科に1年以上在学し、前項第50条の規定に基づいて授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 前項の要件を満たした者には、修了証書を授与する。

(専攻科の入学資格等)

第52条 本専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の入学試験に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者で、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続を完了しなければならない。
- 3 入学の時期は、毎年4月とする。

(専攻科の授業料等)

第53条 本専攻科の授業料、教育研究諸料、施設設備金及び入学金、入学検定料は、別表第4-②のとおりとする。

(専攻科教授会)

第54条 専攻科の学事を運営するために、専攻科教授会を置く。

- 2 専攻科教授会は、次の教員をもって組織する。
- (1) 専攻科主任
- (2) 当該学部長
- (3) 専攻科担当教授及び准教授
- 3 専攻科教授会は審議事項について必要があるとき、准教授、助教、講師及びその他必要な教職員を出席させることができる。
- 4 専攻科教授会は、第44条第5項の教授会の審議事項について、専攻科に係る事項について審議する。

(大学学則の準用)

第55条 専攻科に関して本章に定める以外のことについては、本大学学則の各条項による。

第14章 教育学術情報図書館、教育博物館、研究所等に関する事項

(教育学術情報図書館)

第56条 本大学に玉川大学教育学術情報図書館を置く。

- 2 本大学の教職員及び学生は、別に定める教育学術情報図書館規程に従って図書を読覧することができる。

(教育博物館)

第57条 本大学に教育博物館を置く。

- 2 教育博物館に関する規程は、別にこれを定める。

(学術研究所)

第58条 本大学に学術研究所を置く。

- 2 学術研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(脳科学研究所)

第59条 本大学に脳科学研究所を置く。

- 2 脳科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(量子情報科学研究所)

第60条 本大学に量子情報科学研究所を置く。

- 2 量子情報科学研究所に関する規程は、別にこれを定める。

(教師教育リサーチセンター)

第61条 本大学に教師教育リサーチセンターを置く。

- 2 教師教育リサーチセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(国際教育センター)

第62条 本大学に国際教育センターを置く。

- 2 国際教育センターに関する規程は、別にこれを定める。

(ELFセンター)

第63条 本大学にELFセンターを置く。

- 2 ELFセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(TAPセンター)

第64条 本大学にTAPセンターを置く。

- 2 TAPセンターに関する規程は、別にこれを定める。

(農場及び工場等)

第65条 本大学に試験場、農場・演習林及び工場を置く。

- 2 農場及び工場に関する規程は、別にこれを定める。

(全人教育研究センター及び健康教育研究センター)

第66条 本大学教育学部に全人教育研究センター及び健康教育研究センターを置く。

- 2 全人教育研究センター及び健康教育研究センターに関する規程は、別にこれを定める。

第15章 委託生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人学生に関する事項

(委託生)

第67条 政府又は他の機関から委託された者は、定員にさしつかえがなければ、受講を許可することができる。

(科目等履修生及び聴講生)

第68条 本大学で開講する授業科目のうち、一又は複数の授業科目の履修を希望する者がいるときは、教授会の議を経て、科目等履修生又は聴講生として履修を許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目の単位の授与については、第16条を準用する。ただし、第23条に掲げる資格を有する者に限る。
- 3 科目等履修生及び聴講生の事項については、玉川大学科目等履修生及び聴講生に関する取扱要領による。

(研究生)

第69条 本大学で特定の課題について研究をすすめるよう希望する者がいるときは、教授会の議を経て、研究生として在籍を許可することができる。ただし、玉川大学大学院学則第22条に掲げる資格を有する者に限る。

- 2 研究生の事項については、玉川大学研究生に関する取扱要領による。

(委託生に関する事項の適用除外)

第70条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生には、第21条を適用しない。

(委託生等の納付金)

第71条 委託生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、科目等履修料、聴講料又は在籍料を納付しなければならない。

- 2 科目等履修料及び聴講料は、1単位につき講義・演習科目

